

oneM2M に向けた標準化団体会合（第4回）を東京で開催

情報通信に関する各国・各地域の標準化団体（ARIB、ATIS、CCSA、ETSI、TIA、TTA、TTC）は、M2Mに関する共通の標準化ソリューションに共同で取り組むグローバルなイニシアチブ「oneM2M」形成に向け、連携を図っています。

3月28、29日に、東京・TTC（一般社団法人情報通信技術委員会）にて開催された上記会合に、各標準化団体から約60名が参加し、以下の事項を大筋で合意して oneM2M 発足に向けた前進を図りました。

- パートナー種別に応じた企業等の参加形態や投票権に関する考え方
- メンバー企業による技術提案等に関する IPR ポリシー適用範囲
- 策定した技術標準に沿った各国・各地域標準の発行
- 地域毎の持ち回りによる会合のホスト（長期的には実態に合わせて変更）
- 資金・財源に関する原則的な考え方

今後は、事務局の機能や Technical group 等の組織構成、作業計画等を具体化し、5月を目標に覚書内容を合意して、7月に ATIS、TIA 共催で北米にて開催される会合で oneM2M は正式に発足する予定です。



「oneM2M に向けた標準化団体会合」の様子

インターネットエコノミー日米政策協力対話（第3回局長級会合）の結果

【平成24年3月23日の総務省報道資料から】

3月22日及び23日の2日間、総務省と国務省は、東京にて、「インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話」を開催しました。

今回の第三回会合では、(1)インターネットに係る政策課題、(2)クラウドコンピューティングサービス、(3)サイバーセキュリティなどの分野において、日米で新たな連携をすることで一致しました。

1 第3回局長級会合の主な成果

今回は、産業界からの両政府に対する共同声明を踏まえ、別添の共同記者発表を日米で取りまとめました。主な成果は以下のとおりです。

(1) インターネットに係る政策課題

日米両政府の参加者は、今後、国境を越えた情報流通を促進するため、以下の3つの取組を進めることが重要であることを認識しました。

- ・インターネットガバナンス、個人情報保護、オンライン上の青少年保護といったインターネットに係る課題への政策の調和を図ること、
- ・インターネットに係る政策課題への対処に関し、国際的な協議の場において協力すること、
- ・今年1月に日米で策定した「日米 ICT サービス通商原則」と同等の通商原則を第三国が策定するよう働きかけていくこと

(2) クラウドコンピューティングサービス

日米両方の産業界の声を踏まえた政策課題を議論するため、日米政府間でワーキンググループを設置することで一致しました。今後、日米間でワーキンググループのための議題の特定等の調整を行っていきます。

(3) サイバーセキュリティ

日米間で、サイバー攻撃に関する情報を共有するとともに、連携して研究開発を加速することで一致しました。これにより、日米両国のサイバー攻撃対応能力の向上が期待されます。

2 インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話

(1) 概要

「インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話」は、利根川一総務省情報通信国際戦略局長とフィリップ・バービーア国務省大使の間で、インターネットの経済的側面に焦点を当てた政策全般について、定期的実施している政策対話です。

今回（第3回会合）では、インターネット政策課題、クラウドコンピューティング技術、電子政府、周波数オークション、青少年のインターネット利用環境整備、研究開発協力、サイバーセキュリティ、IPv6 普及促進などが議論されました。

※ この対話は、日米首脳会談(2010年11月13日)を機に、日米の更なる連携強化に向けた「新たなイニシアティブ」の一つとして位置づけられています。

(2) 今回(第3回会合)の出席者

日本側：利根川総務省情報通信国際戦略局長、内閣官房情報セキュリティセンター、消費者庁、外務省、経済産業省 ほか

米国側：ルース駐日米国大使、バービーア国務省大使、連邦通信委員会、商務省、国土安全保障省 ほか

3 今後の予定

次回の局長級会合については、2012年10月目途でワシントン DC で開催する予定です。

【別添】

[民間共同声明\(和文\)](#)

[民間共同声明\(英文\)](#)

[政府間共同記者発表\(英文\)](#) 

【関係報道資料】


[インターネットエコノミーに関する日米政策協力\(平成22年6月16日\)](#)

[インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話\(第一回局長級会合\)の結果\(平成22年11月1日\)](#)

[インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話\(第二回局長級会合\)の結果\(平成23年6月11日\)](#)

**電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表
(平成23年度第3四半期(12月末))**

【平成24年3月28日の総務省報道資料から】

総務省では、電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)の規定による電気通信事業者からの報告等に基づき、平成23年度第3四半期(12月末)の電気通信サービスの契約数及びシェアについて、[別紙](#)  のとおり取りまとめましたので公表します*1。

なお、本件データの取りまとめに関しては、東日本大震災の影響を踏まえ、以下のとおりの対応といたします。

(注) 契約数等の取扱いについて

東日本大震災の被災地域における契約数につきましては、一部の事業者に関しては、事業者が把握している契約数を暫定的な数値として計上し、公表いたします。

主なポイント

1 固定通信

(1) 加入電話（NTT 東西加入電話、直収電話、0ABJ-IP 電話及び CATV 電話）の契約数は 5,698 万（前期比 0.2%減）と減少傾向となっています。

加入電話における NTT 東西のシェアは 79.6%（前期比 0.4 ポイント減）と減少が続いています。

(2) IP 電話の利用番号数は、2,777 万（前期比 2.7%増）と増加が続いています。このうち、0ABJ-IP 電話については、利用番号数は 2,017 万（前期比 3.9%増）と増加が続いています。シェアについては、NTT 東西は 65.8%（前期比 0.3 ポイント減）と減少が続いているのに対し、KDDI は 18.2%（前期比 0.8 ポイント増）と増加が続いています。

また、050-IP 電話については、利用番号数は 760 万（前期比 0.4%減）と減少が続いています。シェアについては、ソフトバンク BB は 40.0%（前期比 0.8 ポイント減）と減少が続いているのに対し、NTT コミュニケーションズは 39.0%（前期比 0.1 ポイント増）と増加傾向となっています。

2 移動体通信

移動体通信の契約数（MVNO 含む）は 1 億 2,987 万（前期比 2.0%増）と増加が続いています。携帯電話の契約数は、1 億 2,556 万（前期比 2.0%増）と増加が続いています。また、PHS の契約数については、431 万（前期比 3.9%増）と増加が続いています。

携帯電話・PHS の契約数のシェアについては、NTT ドコモは 45.9%（前期比 0.4 ポイント減）と減少が続いている一方で、KDDI は 26.4%（前期比±0）と横ばい、ソフトバンクモバイルは 21.4%（前期比 0.3 ポイント増）と増加しています。

なお、MVNO 契約数については 444 万加入となっています。

3 インターネット接続

(1) ブロードバンドサービス^{※2}の契約数は 3,770.4 万（前期比 4.0%増）と増加が続いています。

(2) 3.9 世代携帯電話パケット通信サービスの契約数は 113.9 万（前期比約 2.9 倍）と大幅に増加しています。

(3) BWA の契約数は 169.7 万（前期比 36.4%増）と大幅に増加しています。

(4) FTTH の契約数は、2,189.2 万（前期比 2.2%増）と増加が続いています。シェアについては、NTT 東西は 74.5%（前期比±0）、電力系事業者は 9.1%（前期比 0.1 ポイント減）、KDDI は 9.2%（前期比 0.2 ポイント増）とおおむね横ばいとなっています。

(5) DSL の契約数は、705.8 万（前期比 4.8 %減）と減少が続いています。シェアについては、シェア 1 位のソフトバンク BB が 38.8%（前期比±0）、シェア 2 位の NTT 東西は 34.7%（前期比 0.1 ポイント減）とおおむね横ばいとなっています。

(6) 全ての都道府県で FTTH の契約数が増加し、全ての都道府県で DSL の契約数が減少しています。なお、ブロードバンドサービスの都道府県別契約数等の詳細については、[参考資料](#)¹のとおりです。

※1 総務省は、平成 15（2003）年度から電気通信事業分野の競争評価を実施しており、その一環として事業者からの情報収集に基づき競争状況に関する四半期データを公表することとしています。

※2

ブロードバンドサービス	FTTH アクセスサービス、DSL アクセスサービス、CATV アクセスサービス、FWA アクセスサービス、BWA アクセスサービス及び 3.9 世代携帯電話パケット通信アクセスサービス
FTTH アクセスサービス	光ファイバー回線でネットワークに接続するアクセスサービス（集合住宅内等において、一部に電話回線を利用する VDSL 等を含む。）
DSL アクセスサービス	電話回線(メタル回線)でネットワークに接続するアクセスサービス(ADSL 等)
CATV アクセスサービス	ケーブルテレビ回線でネットワークに接続するアクセスサービス
FWA アクセスサービス	固定された利用者端末を無線でネットワークに接続するアクセスサービス
BWA アクセスサービス	2.5GHz 帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステム(WiMAX 等)でネットワークに接続するアクセスサービス
3.9 世代携帯電話パケット通信アクセスサービス	携帯電話等を用いて 3.9 世代移動通信システム(LTE)でネットワークに接続するアクセスサービス

過去の報道資料（『電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表』）

○[電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成 23 年度第 2 四半期（9 月末）（平成 23 年 12 月 16 日報道発表）](#)

○[電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成 23 年度第 1 四半期（6 月末）（平成 23 年 9 月 30 日報道発表）](#)

電磁環境委員会 広報部会 SAR公表ガイド改訂WG

主査 大山 真澄

(イー・アクセス株式会社 企画部 担当部長)



多くの方が犠牲となった東日本大震災から1年が経過しましたが、この震災でインフラ復旧に携わった、また現在も携わっている皆さんの努力には頭が下がる思いです。被災地の完全な復興を願っています。

さて、SAR公表ガイド改訂WGは電磁環境委員会の広報部会の下でSAR公表ガイドラインの改訂を行っています。SAR公表ガイドラインは、携帯電話等の使用説明書において電波の比吸収率(Specific Absorption Rate)の値を記載している「携帯電話機の比吸収率(SAR)について」と題されている説明文で、正確なデータと科学的に正しくわかりやすい説明で消費者に携帯電話等の電波利用機器の安全性を説明するために諸先輩方が策定したものです。

電波の利用がますます拡大していく中で、従来は側頭部のみであったSAR測定方法の標準(IEC62209)に加え、側頭部以外のSAR測定法の標準(IEC62209-2)が国際的に決定されました。日本においても同標準は情報通信審議会において昨年10月に答申され、今後、測定対象となる無線機器の拡大とともに法制化される見込みです。また、世界保健機関(WHO)のファクトシートも最新の科学的知見に基づいて改訂されています。本WGでは、このような国際及び国内の状況の変化に対応するためにSAR公表ガイドラインの改訂を随時行っています。

今後とも当WGの活動を通じて、消費者への正確な情報提供を行うことにより、電磁環境委員会の会員のみならず、電波を利用している産業全体の発展に多少なりとも寄与していきたいと思っております。今後とも皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

編集後記

関東では漸く、平年より約5日遅れで桜の開花宣言が行われました。自宅近所の桜は既に7分咲きの桜も見られ、すっかり春めいてきました。又、この時期は新入社員の初々しい姿が通勤電車などに見られます。入社式では個性を出すようにスーツを禁止した企業や、新社員研修でヒッチハイクを行っているところもあり、昔と変わらず採用する企業も社員教育に知恵を絞っていて、新社員養育に力を注いでいます。

社会へ出て、いろんなストレスで体調を崩す人もいますが、皆さん早く一人前に育って、元気な日本作りに力を発揮していただきたいと思っております。(山田)

ARIB

Association of Radio Industries and Businesses

ARIB NEWS
発行所

一般社団法人 電波産業会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル11F
TEL 03-5510-8590 FAX 03-3592-1103
http://www.arib.or.jp E-mail arib_news@arib.or.jp